

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十二号）（高齢者福祉課）

一 趣旨

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正する。

二 内容

特別養護老人ホームに関する基準の追加を行う。

三 施行期日

平成三十年四月一日